

番号 01419

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日		初度登録年月		車台番号									
		令和 7年 12月 12日		平成 17年 12月		KF KDH 3 2 0 - 7 0 1 1 4									
車名				型式				原動機の型式							
フルハーブ				[276] KF KDH 3 2 0 改				-							
所有者の氏名又は名称															
個人情報保護法に従って、削除させて頂いております。															
所有者の住所															
自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量	
普通		貨物		自家用		コンテナセミトレーラ		-人		18500[24000] kg		7350 kg		25850[31350] kg	
総排気量又は定格出力		燃料の種別		型式指定番号		類別区分番号		長さ		幅		高さ		前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重	
-		-		-		-		1002 cm		246 cm		205 cm		- kg 1370 kg 1360 kg 1360 kg	
有効期間の満了する日		令和 7年 12月 11日													
備考															
一時抹消登録 自動車重量税 非課税 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 〔旧自動車登録番号〕 *保安基準緩和*〔認定年月日〕平成17年11月30日〔...運輸局〕3486〔緩和事項〕〔004〕車両総重量〔制限事項〕〔028〕被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。、〔068〕基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。、*けん引車*いすゞ KC-EXD52D2, KL-EXD52D3, KL-EXD52G3, W-EXR72D, PDG-EXD52D8								〔改造内容〕 第624号 平成14年6月19日〔1100〕走行装置〔その他検査事項〕（1）最大積載量欄及び車両総重量欄において、括弧外は基準内最大積載量及び車両総重量を、括弧内は基準緩和時の最大積載量及び車量総重量をそれぞれ示す。基準内時の第5輪荷重5960KG以上、基準緩和時の第5輪荷重6760KG以上とする。 以下余白							

裏面もご覧ください。

R121920

登録識別情報

令和 7年 12月 12日

車両ID

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
（新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。）
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。